

令和6年7月1日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

### 理由説明書

苦情申出人は、名古屋高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、令和6年5月30日付け司法行政文書の開示に関する苦情の申出書のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

### 記

#### 1 開示申出の内容

- (1) 名古屋高裁特別部の未済事件一覧表（最新版）
- (2) 名古屋高裁特別部の既済事件一覧表（令和元年5月1日以降のもの）
- (3) 令和6年4月1日現在、吉村典晃裁判官が刑事第1部及び刑事第2部を兼任している理由が書いてある文書
- (4) 令和6年4月の名古屋高裁刑事部の法廷開廷表（吉村典晃裁判官が陪席裁判官として出席しているものに限る。）

#### 2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、令和6年5月23日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

#### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 原判断庁において、本件開示申出に係る各文書を探索したが、申出内容に係る文書はいずれも存在しなかった。
- (2) この点、苦情申出人は、吉村典晃裁判官は名古屋高裁特別部の部総括であり、刑事第1部及び刑事第2部の陪席裁判官をしていることからすれば、本件対象

文書はいずれも存在するといえる旨主張する。

しかし、1の(1)から(3)までについては、法令上当該文書の作成を求める規定はなく、また事務処理上も作成する必要がない。

また、1の(4)については、令和6年4月の開廷表に該当するものはなかった。

(3) よって、原判断は相当である。